

有 料 の 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書

① 30年 8 月 8 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

かぶしきがいしゃ えすじーぶらんにんぐ
だいひょうとりしまりやく いまむらさおり②申請・届出者
氏 名株式会社 SG プランニング
代表取締役 今村さおり

7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。

記

③許可・届出番号	23-ユ-301808	
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ えすじーぶらんにんぐ 株式会社 SG プランニング	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 4 8 5 - 0 0 4 4 電話 0568 (68) 7020	
	あいちけんこまきしじょうぶしいちちようめ127ばんち 愛知県小牧市常普請一丁目 127 番地	
⑥事業所	(ふりがな) 名 称	かぶしきがいしゃえす・じーぶらんにんぐ 株式会社 SG プランニング
	(ふりがな) 所在地	あいちけんこまきしじょうにしちよう1ばんち1 愛知県小牧市郷西町 1 番地 1

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	職種：生産工程の職業 地域：愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、大阪府、東京都、滋賀県 以下に該当する求人者からの学校卒業見込み等であることを条件とした求人は取り扱わない。 ○ 若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	若者雇用促進法第 11 条の適用のため	
⑭備 考		

なお、申請者（法人にあつては役員を含む）については、職業安定法第 32 条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第 32 条第 1 号から第 8 号までのいずれにも該当しないことを誓約します。